

あなたは大丈夫ですか？ 街で見かける、自転車の危ない運転

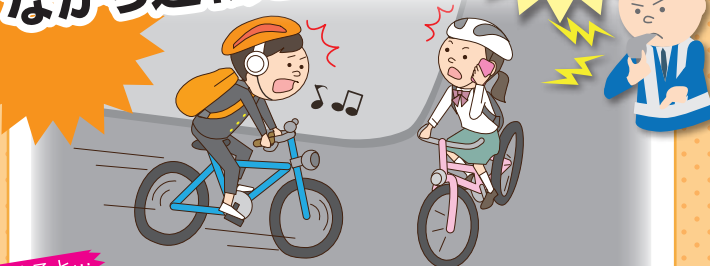
制作 横浜市 道路局 道路政策推進課 (TEL:045-671-2323)

歩道をすごい
スピードで走る！



■違反すると…
3か月以下の拘禁刑
又は5万円以下の罰金…等

ながら運転をする



全部、
法律違反
ですよ！

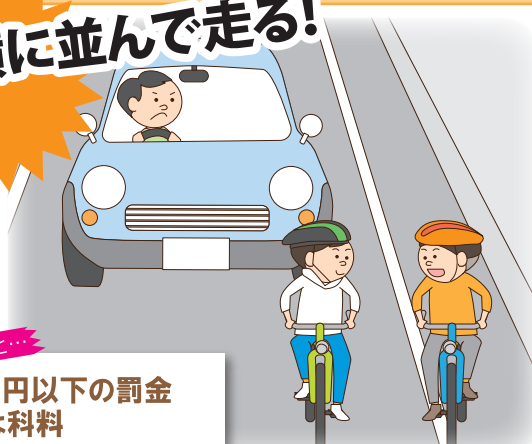
■違反すると…
・携帯電話を使用しながら自転車に乗って、事故を起こすなど危険を生じさせた場合、1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金
・通話や画面を注視しながら運転した場合は、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金
(令和6年11月1日から施行)

ライトをつけずに
自転車を運転する！



■違反すると…
5万円以下の罰金

横に並んで走る！



■違反すると…
2万円以下の罰金
又は料料

高校生が加害者となった自転車事故の事例です。
一生をかけて、被害者への賠償をしなければなりません。

判例① 平成17年11月25日－横浜地方裁判所
無灯火で、携帯電話を操作していた
女子高校生の起こした、対歩行者事故



歩行中に事故に遭った
50代の被害女性は、
歩行困難となり、
職を失うことになった。

約5,000万円
の賠償命令

判例② 平成20年6月5日－東京地方裁判所
車道を斜めに横断した男子高校生の
起こした、対自転車事故

自転車乗用中の
20代の被害男性は、
言語機能の喪失など
大きな障害が残った。



約9,300万円
の賠償命令

自転車は、クルマやバイクと同じ。責任を持って乗りましょう。

自転車は、クルマやバイクと同じ「車両」。 走る場所は「車道の左側端」!!

車道では、
自転車もクルマも、
全て「左側通行」。

車道の一番左側端を、
クルマやバイクと同じ向き
に通行します。

■違反すると…
3か月以下の拘禁刑
又は5万円以下の罰金

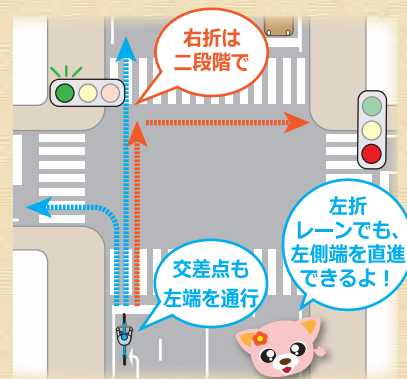
クルマの
進む方向と
同じ向きが
正解



交差点でも、原則通り
「車道の左側端」を
直進。

右折のときは、一度直進
して渡ってから、向きを
変えてもう一度渡ります。

■違反すると…
3か月以下の拘禁刑
又は5万円以下の罰金…等

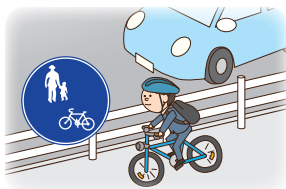


注意

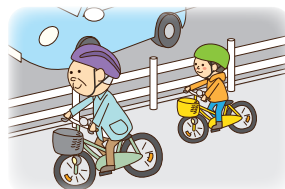
歩道通行は例外!

歩道通行は、右の①から
③の特別な場合のみ認め
られます。歩行者最優先
で通行すること!

①「普通自転車歩道通行可」
の標識がついている区間



②13歳未満の子ども、70歳
以上の高齢者が運転する場合



③路上駐車、道路工事などで車道左
側端の通行が著しく危険な場合



➡【通行方法】 歩道の中央から「車道寄り」をゆっくり通る（徐行）。

自分の命を守るために…

夜の外出時は、反射材を装着!

歩くときも、自転車に乗るときも
夜に外出する際は、反射材をつけて
相手からよく見える工夫をしましょう!
明るめの色の服を着るのも大事です。



ヘルメットで頭を守る!

自転車事故で亡くなった人の約6割は、
主に頭部を損傷しています。
ヘルメットでしっかり頭を守りましょう。
(令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に
ヘルメットの着用が努力義務が課されました。)

横浜市交通安全
キャラクター
まもるくん



悪質な運転者は自転車運転者講習の受講義務が!!

3年以内に2回以上、危険な行為を繰り返した人が対象。

3年以内に2回以上、危険行為16項目の違反を繰り返した14歳以上の自転車運転者は、安全運転に関する講習の受講が義務付けられています。

■違反すると…

受講命令に応じない場合、
5万円以下の罰金



危険行為16項目とは?

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①信号無視 | ⑨環状交差点安全進行義務違反等 |
| ②通行禁止道路(場所)の通行 | ⑩指定場所一時不停止 |
| ③歩行者用道路での徐行違反 | ⑪歩道での歩行者妨害等 |
| ④歩道通行や車道の右側通行等 | ⑫制動装置不備の自転車の運転 |
| ⑤路側帯での歩行者の通行妨害 | ⑬酒気帯び運転等 |
| ⑥遮断踏切への立ち入り | ⑭安全運転義務違反 |
| ⑦交差点優先車妨害等 | ⑮携帯電話使用等 |
| ⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害 | ⑯妨害運転 |

電動キックボードの交通ルール

16歳から電動キックボード(特定小型原動機付自転車)を運転することができます。

免許は不要ですが、自転車と同じ「車の仲間」で、守らなければならない様々なルールがあります。

利用する前に、交通ルールや
利用者の義務について確認
しましょう。



参考: 政府広報オンライン

神奈川県では条例により、自転車保険への加入が義務!



自転車利用中の事故には、高額な損害賠償責任が発生した事例があります。自転車を利用する人は、全員必ず自転車保険に加入しましょう。

※自動車の任意保険や、火災保険等の特約で補償の対象となる場合があります。

ケガをさせた時も、自転車保険でひと安心!

相手への補償額は?	年間の金額は?	申し込み方法は?
 1,000万円から 2億円まで!!	 2,000円程度で 入れます!	 代理店・WEB・ ケータイからも!

※上記にあてはまらない商品もあります